

財務省

○農林水産省告示第七号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二條第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第五條の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年四月農林水産省告示第五号の全部を次のとおり改正し、告示する。

財務省

経済産業省

平成二十三年六月三日

財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 海江田万里

目次

第一章 対象事案及び実施期間（第一条・第二条）

第二章 東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）

第三章 災害等に係る事案（第九条―第十二条）

第四章 雑則（第十三条―第十五条）

第一章 対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二條第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

- 一 法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二 法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

- イ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口
- ロ 霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口
- 三 法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案
 - イ 高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口
 - ロ 「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口
 - ハ 建築関連中小企業者対策特別相談窓口
 - ニ ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口
 - ホ 新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口
 - ヘ 口蹄疫（ひつじ）に関する中小企業支援対策特別相談窓口
 - ト 円高等対策特別相談窓口
 - チ 日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口
 - リ 株式会社武富士関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条 法第二十二條第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、次に定めるとおりとする。

一 前条第一号の事案については、平成二十三年九月三十日までとする。ただし、次条第八号に掲げる者を対象とする産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号。以下「産活法」という。）第二十四條の二第一項に規定する指定金融機関（法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）による出資を危機対応業務として実施する場合の期間については、平成二十三年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日までとする。

二 前条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）については、平成二十四年三月三十一日までとする。

第二章 東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十

財務省

年農林水産省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者の

経済産業省

うち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号。以下「令」という。）第四条第二号イから又までに掲げる者であつて、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二 東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であつて、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三 東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからりまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であつて同号又に掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。））、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びに

これらに準ずるものをいう。(以下同じ。)

四 東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であつて、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五 前二号に掲げる者に対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体(投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。))その他これに準ずる事業体であつて、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。(以下同じ。)

六 東日本大震災により被害を受け、又は東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者(下請け事業者、主要取引先又はその他の関連事業者をいう。次条第八項において同じ。))に対して資金融通を行う大企業(当該大企業には、当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含むものとする。同項において同じ。)

七 東日本大震災の影響により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

八 東日本大震災の影響により、認定事業者（産活法第二十条第一項に規定する認定事業者をいう。）又はその関係事業者が認定計画（産活法第十八条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金について、一般の金融機関が通常 conditions により出資を行うことが困難な場合であつて、産活法第二十四条の二第一項に規定する出資を受けることができる旨が記載された認定計画（平成二十三年九月三十日までに主務大臣に提出して、その認定を受けたものに限る。）に基づき出資を受けようとする事業者（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第七号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施す

るものとする。

- 2 前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。
- 3 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

- 4 前条第三号及び第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

- 5 前項に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あら

はじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二 当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であつて、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

6 第四項に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二 極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれを超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるの

は、第二条に定める実施期間内に限る。

7 第四項に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

8 前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

9 前条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であつて、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債デューラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補填をいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務につい

て、実施するものとする。

2 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4 前二項に定める場合においては、短期貸付けにあつては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けであつて、第二項に定める特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として九年以内、前項に定める特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

5 第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

一 中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、

業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下のものに限るものとする。

二 大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ 地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ 下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ 高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三 第二条第一号に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補填の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

四 第二条第一号に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補填の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

6 第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第九項に掲げる特定資金の貸付け等であつて、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難であ

る場合に限り行うものとし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常的手段で行うことが困難である場合等であつて、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

二 短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補填の額の残高が、指定金融機関ごとに、損害担保取引を付与した時点における危機対応業務により取得した短期社債の残高の概ね三割以内であること。

7 第三条第八号に掲げる者を対象とする出資については、東日本大震災の影響により、経営状況が急激に悪化しており、認定計画の実施に必要な資金調達のためには出資が不可欠と判断される事業者であつて、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断され、かつ、中期的に改善が見込まれるものの指定金融機関が損害担保取引なしでは出資の実施ができない状況にあるものに限るものとする。

(利子補給金の支給に関する事項)

第六条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）は、指定金融機関が次項以下に定めるところによ

り行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 利子補給の支給の対象は、平成二十三年九月三十日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一 第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するものを対象とする特定資金の貸付け

二 第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象

とする特定資金の貸付け

三 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四 第三条第三号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であつて、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であつて、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする被災地域における事業活動のために必要な特定資金の貸付け（当該中堅企業及び当該大企業が属する企業集団の資金管理を行い当該中堅企業及び当該大企業に資金融通を行う中堅企業及び大企業を対象とする特定資金の貸付けを含むものとする。）

五 第三条第三号に掲げる者及び同条第四号に掲げる者（同条第一号又は第三号に掲げる者の生産する部品（当該部品を使用して生産された部品を含む。）を使用して製品を生産しようとする者に限る。）のうち、中堅企業及び大企業であつて、下請企業等関連産業が幅広い国内企業、又は、下請企業等関連産業が幅広い国内企業の事業の継続に不可欠な企業を対象とする特定資金の貸付け

3 利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（ただし、令第四条第二号又に掲げる者であつて、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあつては、公庫、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年一・四パーセントとする。）。

二 前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫、沖縄公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（ただし、令第四条第二号又に掲げる者であつて、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる

- 者を除く。)又は資本金十億円未満の法人(同欄に掲げる者を除く。)を対象とする場合を除く。)
- 三 前項第二号に掲げる者(ただし、最近三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者、又は最近一カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二カ月を含む三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少する)が見込まれる者に限る。)を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・三パーセントとする。
- 四 前項第二号に掲げる者(ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。)を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。
- 五 前三号は、同時に適用することができるものとする。
- 六 前項第三号に掲げる者(ただし、最近三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二カ月を含む三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少する)を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

ることが見込まれる者に限る。)を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

七 前項第三号に掲げる者(ただし、雇用の維持又は拡大を図る者に限る。)を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八 前二号は、同時に適用することができるものとする。

九 前項第四号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十 前項第五号に掲げる者(ただし、最近三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二カ月を含む三カ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。)を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十一 前項第五号に掲げる者(ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。)を対象とする場合

は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間
年〇・二パーセントとする。

十二 前二号は、同時に適用することができるものとし、第九号及び第十号又は、第九号及び前号は同時に適用することができないものとする。

4 前項第一号から第五号までの利子補給率については、平成二十三年三月十二日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第六号から第八号までの利子補給率については、同年四月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。ただし、遡って適用した場合の利子補給率が遡る前の利子補給率を下回る場合を除く。

5 前項第九号から第十二号までの利子補給率については、平成二十三年四月一日以降の特定資金の貸付けの日に遡って適用することができるものとする。

（保証に関する事項）

第七条 第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者

の委託を受けて行うものとする。

(特定資金の貸付け等の限度額等)

第八条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第三号（第五条第五項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第七号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

2 省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第三号から第七号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

3 指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の限度額については、定めのないものとする。

第三章 災害等に係る事案

(危機対応業務の対象となる者)

第九条 災害等に係る事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一 第一条第二号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二 第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であつて、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第十条 災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

(損害担保取引に関する事項)

第十一条 災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付けと同条件の貸付けに限るものとする。

二 第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十三年九月三十日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十二条 災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条第一号及び第二号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

第四章 雑則

（実施状況に関する報告）

第十三条 指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

- 一 第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
 - イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ハ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
- 二 第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
 - イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
 - ハ コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
 - ニ 保証の総額、件数その他の事項
 - ホ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ヘ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
- 三 第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資

とした貸付け等の総額、件数その他の事項

四 第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ 短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

五 第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

六 第三条第八号に掲げる者を対象とする産活法第二十条の二第一項に規定する出資の実施状況について

は、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

(共通事項)

第十四条 危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

(改定)

第十五条 主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、東日本大震災による被

害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2 主務大臣は、第一条第二号及び第三号に掲げる各事案については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。